

(様式 1－3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	1	事業名	個人線量計校正事業		事業番号	(3)-23-1
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）		双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(102, 282 千円) 104, 578 千円	全体事業費		(102, 282 千円) 104, 578 千円	
帰還環境整備に関する目標						
「双葉町復興まちづくり計画」に基づき、住民の帰還に向けた様々な復旧・復興のための取り組みを実施し、特定復興再生拠点区域における避難指示が解除されたものの、未だ約 85% の町域で避難指示が解除されておらず、多くの町民の方が極めて厳しい避難生活を強いられている。 今後も避難生活の長期化による健康への不安、特に若年層の放射線に対する不安、さらには帰還困難区域への一時立ち入りによる放射線の影響が何よりも懸念されるところである。このため、個人線量計の貸与を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払拭し、避難生活を安全・安心して送れるようにするとともに、帰還の意向を加速化させるものである。						
事業概要						
業務に伴う町内帰還困難区域への一時立入等を行う職員や放射線防護の観点から町民に貸与している個人線量計の精度維持を目的に、点検及び校正業務を行う。						
当面の事業概要						
<令和 7 年度> ○双葉町職員や町内一時立入等を行う方へ貸与する電子ポケット線量計 100 台 ・線量計の貸与 → 貸与者による線量計の使用・被ばく線量管理 → 線量計の校正 → 校正済線量計の貸与及び既配布済線量計回収 ○双葉町職員や町内一時立入等を行う方へ貸与するサーベイメーター 3 台 ○町外に避難している町民へ貸与する高機能積算線量計 175 台 ・線量計の貸与（記録用紙同封） → （報告用紙送付）6 カ月毎に積算線量報告 → 健康管理システム入力 → 線量計の校正回収 → 校正済線量計発送（記録用紙同封・報告用紙送付） → 健康管理システム入力 <令和 8 年度> ・令和 7 年度と同様に実施予定						
地域の帰還環境整備との関係						
個人線量計を使用し、町民等自らが今後の町内立入等における放射線量（被ばく線量）を確認することで、放射線に対する不安を払拭し、町への帰還意欲の醸成に繋げる。						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	3	事業名	甲状腺検査事業		事業番号	(3)-23-3
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）		双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(20,819 千円) 21,639 千円	全体事業費		(20,819 千円) 21,639 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
双葉町復興まちづくり計画において住民の帰還に向けた様々な取り組みがなされているが、避難指示が解除されて間もないという現状では、町民の方は大変厳しい避難生活を強いられている。今後も長期化による健康への不安、特に若年層の放射線に関する不安、さらには双葉町内への一次立ち入りによる放射線の影響が何よりも懸念されるところである。このため、町民の内部被ばく検査等を継続的に実施し、放射線の健康影響に対する不安を払拭し、避難生活を安全・安心に送れる環境をつくるとともに、やがて帰還促進の意向を加速化するものである。						
事業概要						
甲状腺検査は、震災当時 39 歳以下の町民を対象に実施する。						
当面の事業概要						
<令和 7 年度> ① 対象者を抽出し、該当者に指定医療機関名一覧を通知する。 ② 検査希望者は近隣の指定医療機関にて受検する。 ③ 検査結果について、受検者自らは健康管理手帳に綴るとともに、町は健康管理システムにデータを保存する。 <令和 8 年度> 令和 7 年度と同様に実施予定。						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
日常、生活する上で被ばくのリスクは常に意識しているものの、知らない内に体内に入っていることもあるため、町民には各種検査を行うことにより体調管理に努めていただき、今後、町内立入、事業の再開、防犯対策などの取組を実施することで、住民帰還の促進を図る。						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	31	事業名	個人被ばく線量測定事業		事業番号	(3)-23-6
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）		双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(27,390 千円) 28,490 千円	全体事業費		(27,390 千円) 28,490 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
2022（令和 4）年 8 月 30 日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたことに伴い、今後町民の帰還が進むと予想される一方で、町民の中には放射線に対する不安があり、その払拭が課題とされている。このため、町民が常時個人用被ばく測定線量計（D シャトル）を装着し、自身の行動パターンによる被ばく線量を把握しながら、放射線に対する健康影響への不安に向き合ったリスクコミュニケーションを推進し、町民の今後の更なる帰還促進に繋げる。						
事業概要						
町内に帰還、又は滞在する町民等に個人用被ばく測定線量計（D シャトル）を貸出し、一定期間被ばく線量を測定する。 被ばく線量については解析後通知書を送付し、また町民から相談員等は相談を受けることによりリスクコミュニケーションを図る。						
当面の事業概要						
＜令和 7 年度＞ ○双葉町役場 個人用被ばく測定線量計（D シャトル） 200 台 読取り表示器 150 台 読取り管理機 1 台 ・ D シャトル・読取り表示器の貸与 → 町内に滞在等（一定期間常時装着） → D シャトル・読取り表示器の回収 → 読取り管理機による被ばく線量の解析 → 解析結果の通知書の送付または必要に応じて相談員等から説明を行う。 ・ 令和 6 年 11 月時点で町内居住者は約 170 人と予想より少ないこともあり、貸与数も少ないと予想されることから令和 5 年度以降 100 台減の 200 台を実施。 町内へ住民の帰還が進んで貸与台数が増加すれば、点検校正台数についても増加する予定。 ○共通 ・ D シャトル点検・校正を総数 600 台のうち 200 台を 1 回/年実施する。						
＜令和 8 年度＞ ・ 令和 7 年度と同様に実施予定。						
地域の帰還・移住等環境整備との関係						
個人用被ばく測定線量計（D シャトル）を使用し、自らが町内への帰還後や滞在時における被ばく線量を把握し、町内で生活する上で放射線に対する健康影響への不安を解消し、更なる町民の帰還意欲の醸成に繋げる。						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	14	事業名	双葉町復興計画策定事業		事業番号	(1)-10-2
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）		双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(608,453) 千円 677,599 千円	全体事業費		(608,453) 千円 677,599 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
これまで双葉町は全域での避難指示が継続していたが、令和 2 年 3 月 4 日に中野地区復興産業拠点を中心とする避難指示解除準備区域及び JR 双葉駅周辺の避難指示が解除され、令和 4 年 8 月 30 日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。一方で、避難指示解除から二年が経過した今も、町内の居住人口は 180 人を超えたばかりの状況である。 令和 4 年 6 月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第三次）では、これまでの復興まちづくりの方針を踏襲しながら避難指示解除後の具体的な取組や施策、事業を示し、避難指示解除後、町全体の人口を 3～4 年後には人口 1,200～1,500 人、令和 12 年には人口 2,000 人以上と段階的な賑わいの展開を示している。 この実現を図るため、復興まちづくりの戦略等を計画しそれに基づいた施策を着実に実施していく。						
事業概要						
避難指示解除から 2 年が経過し、復興まちづくりを本格的に推進していくため、町の最上位計画である「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」の見直しを行い、「双葉町復興まちづくり計画（第四次）」を策定する。 また、特定復興再生拠点区域への帰還等を促進するため、双葉駅東エリアをはじめとした町内の賑わい再生に向けた基本計画やロードマップについて住民と合意形成を図りつつ官民連携による将来像を描くとともに、民間事業者の参画を図りつつ居住環境の整備等を進めるための検討を行う。						
当面の事業概要						
① 双葉町復興まちづくり計画（第四次）策定支援業務（仮） 19,008 千円 令和 4 年度に策定した双葉町復興まちづくり計画（第三次）の計画期間が令和 8 年度で満了となるため、令和 7 年度から 2 か年をかけて次期計画の策定を行うもの。次期計画では「基本構想」（全期間）、「基本計画」（前期 5 年）、「実施計画」（後期 5 年）の 3 部構成で計画期間は令和 9 年度から令和 18 年度までの 10 年間を想定。 なお、令和 3 年度に策定した双葉町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第二期）の計画期間が令和 7 年度で満了する。総合戦略と復興まちづくり計画を一体的に策定するため、現行の復興まちづくり計画の工期に合わせ、現在の総合戦略（第二期）を 1 年延長し、計画期間を令和 8 年度末までとする。その上で、次期総合戦略（第三期）を復興まちづくり計画（第四次）と統合して策定する。						
② 双葉駅東地区事業化計画策定支援業務 30,151 千円 双葉町復興まちづくり計画（第三次）において JR 双葉駅東地区を賑わいの中心と位置付けている。これまでの検討の中で、駅東地区を 3 つのエリアに区分して公共施設の再配置やそれぞれのエリア毎の将来像を検討してきた。これらの検討結果を受けて、令和 8 年度以降の事業化に向けた計画策定を進めるものである。						

双葉町復興まちづくり計画（第三次）において双葉駅東地区を賑わいの中心と位置づけ、当該地区を3つのエリアに区分して公共施設の再配置や各エリアの将来像を検討してきた。令和7年度は、令和8年度以降の事業化に向けた計画策定を進める。	
③ 居住環境の整備等検討支援業務	19,987 千円
双葉町における住宅ニーズのボリューム把握に加え、官民連携手法を含めた居住環境の整備や住宅供給に係る事業スキームを整理する。	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
双葉町復興まちづくり計画（第三次）で示している復興まちづくり戦略は、以下の方針で推進することとしている。 中野地区産業拠点での企業誘致や企業連携をはじめ、営農再開に向けた取組、JR双葉駅周辺、アクティビティエリアの整備など各戦略が連携しながら復興まちづくりを進めること さらに、避難指示解除後5年以内に行う分野別基本施策（5分野）も並行して実施していくこと このため、本個票で謳う復興まちづくり計画策定等の事業は、町の最上位計画である復興まちづくり計画（第三次）とも整合がとれたものである。	
関連する事業の概要	
Empty space for details	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	
Empty space for details	

(様式 1 - 3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	28	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 営農再開支援水利施設等保全事業（双葉町地区）【基金型】	事業番号	(5) - 40 - 1
交付団体		双葉町	事業実施主体（直接/間接）		
総交付対象事業費		(210,000 (千円)) 284,387 (千円)	全体事業費	(210,000 (千円)) 284,387 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
双葉町では東日本大震災の津波被災と原発事故に伴う帰還困難区域指定で全住民が避難したことにより、町内での農地及びかんがい施設の維持管理が行われていない期間が長期間となり、令和 4 年 8 月 30 日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除がされたものの営農再開に大きな支障となっている。 このため、本事業により営農再開を予定している農地の整備や土地改良施設の補修を行い、特定復興再生拠点区域の避難指示解除後の営農再開が実現可能な状況を構築し、復興再生組合等における営農再開に寄与することで住民の帰還促進と地域農業の再建を図る。					
事業概要					
特定復興再生拠点整備区域の水田再生活用拠点・次世代園芸チャレンジ拠点については、長期間の避難指示により農業水利施設（頭首工及び取水口、用排水路、ため池、ゲート等）が適正に管理出来ない状況であったため、施設機能が著しく低下しているため農業用水の適正な取水、通水量の調整及び確保が出来ない状況となっている。 そのため、エリア内にある農業水利施設の現状を把握するため、点検、除草、保全管理と設計を行い、これに基づき補修及び補強工事を実施し、併せて営農再開に即した新たな水利用となることから、水管理及び施設管理体制についても検討を行うことで、営農が再開出来る環境を整備促進させるものである。 〇三字工区 農業用排水路の保全管理及び施設設計 N = 1 式					
当面の事業概要					
<平成 31 年度～令和 5 年度> 1. 施設点検・除草・保全管理 : N = 1 式 2. 施設設計 : N = 1 式 3. 補修・補強工 : N = 1 式 <令和 5 年度～令和 6 年度> 1. 補修・補強工 : N = 1 式 <令和 7 年度> 1. 施設保全管理 : N = 1 式 2. 施設設計 : N = 1 式					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
双葉町の特定復興再生拠点区域の営農再開には、農業用水を営農再開するほ場まで安定供給させることが急務であり、最も重要な整備である。 そのため、営農再開に向けた準備を行い、帰還環境整備の促進に向け、本事業の導入による対策実施が必要である。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

N0.	39	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 農業水利施設等保全再生事業（双葉町地区）	事業番号	(5)-40-6
交付団体	双葉町	事業実施主体（直接/間接）	双葉町（直接）		
総交付対象事業費	(96,662（千円）） 126,008（千円）	全体事業費	(96,662（千円）） 126,008（千円）		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
双葉町では、東日本大震災の津波被災と原発事故に伴う帰還困難区域指定で全住民が避難したことにより、町内でのため池の維持管理が行われていない期間が長期となり、令和 4 年 8 月 30 日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除後の営農再開に大きな支障となっている。 福島第 1 原子力発電所の事故以前は、ため池の堆積土砂を除去するなどの維持管理を行っていたが、事故後は、堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって、維持管理が困難な状態が続いているほか、放射性汚染物質の流出による下流域・農地への汚染拡散が懸念される。 農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに堆積放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。 本事業を推進することにより、農業水利施設の機能保全・回復を行い、地域住民の帰還促進と営農再開を図る。					
事業概要					
(1) 事業の概要 上記目標を達成するため、ため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行い、調査結果を踏まえ、汚染濃度が高いため池について、汚染拡散防止対策（底泥除去）の実施設計を行う。 (2) 事業実施内容 ため池放射性物質対策 (3) 復興計画への位置づけ 双葉町復興まちづくり計画（第 3 次） 第 3 章 双葉町復興まちづくりの戦略 2. 避難指示解除後の戦略 ②営農エリア：双葉町地域営農再開ビジョンの実現 各地区の農地保全組合を支援しながら農地の保全や地力回復に努めるほか、農業用水の確保のため基幹水路や用排水路の復旧を進め、令和 7 年度以降の営農再開を目標に取り組みます。 第 4 章 避難指示解除後 5 年以内に行う分野別基本施策 Ⅱ. 産業・エネルギー 施策 2 農業の再生 （1）共通 ◆基盤整備 基幹水路、ため池、その他水路、農道等を整備し、水稻等の生産再開に繋がります。					
当面の事業概要					
<令和 5 年度> ため池放射性物質対策（第 43 回申請）【単年度型】 基礎調査 2 箇所 ため池放射性物質対策（第 44 回申請）【単年度型】 基礎調査 2 箇所 詳細調査・実施設計 4 箇所					

<令和 6 年度> ため池放射性物質対策（第 48 回申請）【単年度型】 詳細調査・実施設計 4 箇所 ため池放射性物質対策（第 50 回申請）【単年度型】 基礎調査 8 箇所 詳細調査・実施設計 2 箇所
地域の帰還・移住等環境整備との関係
本事業でため池の汚染拡散防止対策を進めることにより、速やかに営農再開ができる環境の整備及び農作業の効率化を進め、農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。
関連する事業の概要
なし

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

福島県双葉町帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.		事業名	農業基盤整備促進事業(双葉町地区)	事業番号	(5)－42－2
交付団体		双葉町	事業実施主体(直接/間接)		双葉町
総交付対象事業費		49,784(千円)	全体事業費		49,784(千円)
帰還環境整備に関する目標					
本町は、東日本大震災による津波被災と原発事故に伴う避難指示等により住民が長期間の避難したこと で、町内の農地及びかんがい施設等の維持管理が行われない期間が長期間となり、営農再開する農地環境が 整っていないため、町の農業復興の大きな支障となっている。 このため、本事業により営農再開される農地の整備及び土地改良施設の補修を行い、営農再開が実現でき る状況を構築し、営農意欲のある住民の帰還促進と地域農業の再建を図る。					
事業概要					
本地域は、長期間の避難指示等により、農地と土地改良施設の適正な維持管理ができない状況であったた め、営農基盤としての機能が著しく低下しているため営農が困難な状況となっている。 そのため、ほ場及び土地改良施設等の機能を回復させるための基盤整備を実施し、営農が再開できる環境 を構築するものである。 ○対象事業：調査・測量 N＝1 式 【双葉町復興まちづくり計画(第三次)P40】第 4 章 分野別基本施策 II. 産業・エネルギー 施策 2 農業の再生					
当面の事業概要					
＜令和 7 年度＞ 調査・測量・設計：N＝1 式(中田工区)					
地域の帰還環境整備との関係					
双葉町にとって農業は町の基幹産業であり、営農できる農業環境の整備は、双葉町復興まちづくり計画 (第三次)において良好な営農環境のもと耕作を再開するための「耕作再開モデルゾーン」として位置付け ている。 そのため、町内農地での農業を再開し、順次農業者及びこれに関係する従事者等の帰還促進に向け、本事 業の導入による対策実施が必要である。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(双葉町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等
個票

令和7年2月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	40	事業名	双葉町養液栽培施設敷地造成事業		事業番号	◆(5)-43-1-1
交付団体		双葉町	事業実施主体(直接/間接)		双葉町(直接)	
総交付対象事業費		(34,353(千円)) 326,264(千円)	全体事業費		(34,353(千円)) 384,080(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
<現状> (1) 農業再生への取組 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、当町は甚大な被害を受け、町民は県内外で不自由な避難生活を強いられている状況にある。農地や各種農業用施設も被災し、放射性物質により汚染され、町内の営農活動は中断したまま13年を迎えた。こうした中、当町は「復興まちづくり計画」及び「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき「双葉町地域営農再開ビジョン」を策定し、避難指示解除後の町内での営農再開に向け、農地の除染、保全管理、試験栽培の実施、農業生産法人等の誘致・連携等の取組を進めてきた。 「双葉町地域営農再開ビジョン」においては、地域の特徴に加え除染の状況や水利施設の状況等も踏まえた、地域別の農業再生の方向性(ゾーニング)を整理しており、本事業の対象地区では、新たな農業モデルの構築や園芸団地整備により、町民が帰還し営農再開しやすい環境整備を進めることとしている。 (2) 震災前の農業の現状 当町の農業は震災前から農家数減少と高齢化が顕著であった。2010年時点で耕地面積の87%にあたる611haが水田であり、収穫量ベースでは85%が水稻・飼料用作物となっており、水稻兼業農家が主流であった。他方園芸品目では、浜風ホウレンソウ、花木、ハクサイ、キャベツ、トマト、キュウリ、パレisho、ダイコン等の海洋性気候を生かした多様な品目の栽培実績があった。 (3) 双葉郡におけるトマト産地化の取組 双葉地域の温暖かつ日照量の優位性を活かした施設トマトの産地化を推進している。JA福島さくらでは、全体販売高10億円のトマト産地化を進めており、そのうち、サンシャイントマトのブランド化及び産地化に向け、いわき市及び檜葉町の生産者を中心としたサンシャイントマト出荷協議会を設立し6億円規模の産地を目指している。令和4年産は、出荷協議会全体で出荷量1,558t/販売額4億9,200万円の実績となっている。 <今後の方向性> 当町の置かれた実情も踏まえ、農業再生拠点として出荷量約500t/販売額約1億5,000万円規模のトマト養液栽培施設を整備する。施設はJA福島さくらに貸与し、同JAが施設の管理・運営を行い、その子会社の(株)JAアグリサポートふたばが同施設でのトマト栽培を担う予定であり、サンシャイントマト産地化の実現を目指す。 また、周年栽培による安定雇用を創出するとともに、新規就農者等の研修受け入れや養液栽培、環境制御などの様々な営農再開の取組を支援することで、地元住民の帰還促進や定年帰農をはじめ、Uターンなどの就農機会の増大と営農再開を促進する。						
事業概要						
<事業内容> ■敷地造成						

調査測量設計 一式

電柱移設 一式

敷地造成工事 一式

光ファイバーケーブル移転 一式

敷地舗装及びフェンス設置工事 一式

■参考：基幹事業での整備施設の概要

- ・施設概要：養液栽培施設（双葉町大字中田地内）

敷地面積 約 21,900 m²、うち 栽培施設 約 12,960 m²

残渣処理場（双葉町大字長塚地内）敷地面積 約 600 m²、うち

残渣置場 約 128 m²、茎等残渣積上場 約 108 m²

- ・栽培品目：トマト
- ・年間収量：500 t（周年栽培）
- ・施設での栽培予定者：（株）JA アグリサポートふたば

＜双葉町復興まちづくり計画（第三次）、双葉町地域営農再開ビジョンにおける位置付け＞

- ・「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」

第4章 避難指示解除後5年以内に行う分野別基本施策

Ⅱ. 産業・エネルギー

施策2 農業の再生

（1）共通

◆営農再開等支援

営農再開に向けて必要な支援に引き続き取り組みます。

（4）中田地区

◆先端農業への挑戦

土地利用型農業に捉われず、先端技術を用いた施設での水耕栽培や植物工場による土を使わない農業、最先端種苗産業等、新たな農業の発想・転換を検討します。

施策4 人材の確保

◆人材確保・就業支援へのサポート

町民や移住・定住希望者と企業・事業者のマッチングをサポートし、企業・事業者の人材不足や農業の担い手不足を解消するとともに、町民が仕事を得られるようサポートします。

- ・「双葉町地域営農再開ビジョン」

第5章 地区毎の農業再生の方向性

3 中田地区

（1）復興まちづくり計画における位置づけ

中田地区は特定復興再生拠点の「再生可能エネルギー活用・農業再生ゾーン」と位置付けています。再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーン（両竹地区）の取組みの段階的な展開を図り、再生可能エネルギーを活かした新しい農業・新たな産業創出と農業再生を通じた原風景の回復を図ることとしています。

（3）地区の課題と農業再生の考え方

③ 中田地区の方向性

～先端農業への挑戦～

前略）

一方で、中田地区の農地の半分程度は泥炭な軟弱地盤となっており、水稻や水田を活用した園芸栽培を進める場合、土壌改良（客土）や排水対策（暗渠排水）も含めた農地整備が必要となることが想定されます。 このため、農地整備する場合の費用対効果や将来的な担い手の確保状況、他地区の営農に関する動向を考慮しつつ、土地利用型農業に捉われずに、先端技術を用いた施設での水耕栽培や植物工場による土を使わない農業、あるいは「新芽の出る町・双葉町」などのコンセプトによる最先端苗産業化などの新たな農業の発想・転換を検討していきます。 地権者の意向としては「農地を貸したい」という意向が多数であるため、新たな農業の担い手として即戦力となる農業法人や企業等の誘致を推進していきます。		
当面の事業概要		
＜令和６年度＞	造成調査測量設計費	30,728 千円
	電柱移設補償費	3,625 千円
		令和６年度計 34,353 千円
＜令和７年度＞	造成工事	283,056 千円
	手数料（宅地造成等許可申請）	230 千円
	電柱移設補償費	3,625 千円
	光ファイバーケーブル移転	5,000 千円
		令和７年度計 291,911 千円
＜令和８年度＞	敷地舗装及びフェンス設置工事	57,816 千円
		令和６年度～令和８年度合計 384,080 千円
地域の帰還・移住等環境整備との関係		
当該施設については周年栽培により20名程度の安定した雇用を募る施設であり地元住民の帰還促進や定年帰農をはじめ、Ｕターンなどの就農機会の増大に資することが期待される。 さらに、本施設は福島県有数のトマト栽培施設となり、視察や研修受入れにより双葉町の帰還・移住が加速する。		
関連する事業の概要		
・基幹事業	令和７年度	建築設計（第51回想定）
	令和８年度	建築工事・備品・監督業務（第1回想定）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(5)-43-
事業名	被災地域農業復興総合支援事業（養液栽培施設整備）双葉町
交付団体	福島県
基幹事業との関連性	
基幹事業にて建設する養液栽培施設の敷地を造成するもの	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	42	事業名	義務教育学校整備事業（校舎の新增築）（双葉町）	事業番号	(1)-14-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(0) 59,420（千円）		全体事業費	(0) 59,420（千円）	

帰還環境整備に関する目標

本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産が喪失し、避難指示が一部解除された現在も多数の町民が避難を余儀なくされ、双葉町（自宅）へ帰還するまでの避難生活は長期化している。

町民の帰還を含め居住人口増加の促進に資する事業やその環境整備は、現状においても喫緊の課題であり、町ではこれまでも帰還環境を整備し、町役場新庁舎での業務や、災害公営住宅への居住が開始されている。

「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」（令和 4 年 6 月改定）の中では、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただく、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進める方針としております。町への移住・定住を希望する人呼び込むためには、「町民が安心して教育を受けられる環境」の整備や、町外者等の移住人口を獲得するための「子どもが集まってくるような外に開かれた教育」環境の整備が必要不可欠であります。

事業概要

幼小中の接続教育の場として位置づける。双葉中学校旧敷地を計画地として、幼小中一貫教育を実現するための義務教育学校（小中 9 年間）を新設し住民が安心して教育を受けられる環境を確保し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進等を図る。

当面の事業概要

【令和 7 年度】

・実地測量・地質調査の実施、基本設計

合計： 59,420 千円（単年度）

地域の帰還環境整備との関係

双葉駅周辺の復興拠点においては、役場庁舎、災害公営住宅が既に整備されており、今後、商業施設なども整備される予定である。駅 1km 圏内かつ高台にある双葉中学校旧敷地を計画地として教育施設の整備を行うことによって、若い世代を中心に帰還・移住・定住を判断する際の検討材料となる子育て環境の整備を進めたい。

関連する事業の概要

- | | |
|----------------------------------|------------|
| 【義務教育学校整備事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】 | 単年度（R7 年度） |
| 【義務教育学校整備事業（屋外環境）（双葉町）】 | 単年度（R7 年度） |
| 【義務教育学校整備効果促進事業（校舎の新增築）（双葉町）】 | 単年度（R7 年度） |
| 【義務教育学校整備効果促進事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】 | 単年度（R7 年度） |
| 【義務教育学校整備効果促進事業（屋外環境）（双葉町）】 | 単年度（R7 年度） |
| 【認定こども園整備効果促進事業（双葉町）】 | 単年度（R8 年度） |

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	43	事業名	義務教育学校整備事業(屋内運動場の新增築)(双葉町)	事業番号	(1)-14-2
交付団体		福島県双葉町	事業実施主体(直接/間接)	福島県双葉町(直接)	
総交付対象事業費		(0) 26,186(千円)	全体事業費	(0) 26,186(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産が喪失し、避難指示が一部解除された現在も多数の町民が避難を余儀なくされ、双葉町(自宅)へ帰還するまでの避難生活は長期化している。 町民の帰還を含め居住人口増加の促進に資する事業やその環境整備は、現状においても喫緊の課題であり、町ではこれまでも帰還環境を整備し、町役場新庁舎での業務や、災害公営住宅への居住が開始されている。 「双葉町復興まちづくり計画(第三次)」(令和 4 年 6 月改定)の中では、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただく、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進める方針としております。町への移住・定住を希望する人呼び込むためには、「町民が安心して教育を受けられる環境」の整備や、町外者等の移住人口を獲得するための「子どもが集まってくるような外に開かれた教育」環境の整備が必要不可欠であります。					
事業概要					
幼小中の接続教育の場として位置づける。双葉中学校旧敷地を計画地として、幼小中一貫教育を実現するための義務教育学校(小中 9 年間)を新設し住民が安心して教育を受けられる環境を確保し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進等を図る。					
当面の事業概要					
【令和 7 年度】 ・実地測量・地質調査の実施、基本設計 合計： 26,186 千円(単年度)					
地域の帰還環境整備との関係					
双葉駅周辺の復興拠点においては、役場庁舎、災害公営住宅が既に整備されており、今後、商業施設なども整備される予定である。駅 1km 圏内かつ高台にある双葉中学校旧敷地を計画地として教育施設の整備を行うことによって、若い世代を中心に帰還・移住・定住を判断する際の検討材料となる子育て環境の整備を進めたい。					
関連する事業の概要					
【義務教育学校整備事業(新校舎の新增築)(双葉町)】 単年度(R7 年度) 【義務教育学校整備事業(屋外環境)(双葉町)】 単年度(R7 年度) 【義務教育学校整備効果促進事業(校舎の新增築)(双葉町)】 単年度(R7 年度) 【義務教育学校整備効果促進事業(屋内運動場の新增築)(双葉町)】 単年度(R7 年度) 【義務教育学校整備効果促進事業(屋外環境)(双葉町)】 単年度(R7 年度) 【認定こども園整備効果促進事業(双葉町)】 単年度(R8 年度)					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	44	事業名	義務教育学校整備事業（屋外環境）（双葉町）	事業番号	(1)-15-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(0) 29,032（千円）		全体事業費	(0) 29,032（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産が喪失し、避難指示が一部解除された現在も多数の町民が避難を余儀なくされ、双葉町（自宅）へ帰還するまでの避難生活は長期化している。 町民の帰還を含め居住人口増加の促進に資する事業やその環境整備は、現状においても喫緊の課題であり、町ではこれまでも帰還環境を整備し、町役場新庁舎での業務や、災害公営住宅への居住が開始されている。 「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」（令和 4 年 6 月改定）の中では、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただく、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進める方針としております。町への移住・定住を希望する人呼び込むためには、「町民が安心して教育を受けられる環境」の整備や、町外者等の移住人口を獲得するための「子どもが集まってくるような外に開かれた教育」環境の整備が必要不可欠であります。					
事業概要					
幼小中の接続教育の場として位置づける。双葉中学校旧敷地を計画地として、幼小中一貫教育を実現するための義務教育学校（小中 9 年間）を新設し住民が安心して教育を受けられる環境を確保し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進等を図る。					
当面の事業概要					
【令和 7 年度】 ・校庭等設計 合計： 29,032 千円（単年度）					
地域の帰還環境整備との関係					
双葉駅周辺の復興拠点においては、役場庁舎、災害公営住宅が既に整備されており、今後、商業施設なども整備される予定である。駅 1km 圏内かつ高台にある双葉中学校旧敷地を計画地として教育施設の整備を行うことによって、若い世代を中心に帰還・移住・定住を判断する際の検討材料となる子育て環境の整備を進めたい。					
関連する事業の概要					
【義務教育学校整備事業（校舎の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備効果促進事業（校舎の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備効果促進事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備効果促進事業（屋外環境）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【認定こども園整備効果促進事業（双葉町）】 単年度（R8 年度）					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	45	事業名	義務教育学校整備効果促進事業（校舎の新增築）（双葉町）	事業番号	◆(1)-14-1-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(0) 31,400（千円）		全体事業費	(0) 31,400（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産が喪失し、避難指示が一部解除された現在も多数の町民が避難を余儀なくされ、双葉町（自宅）へ帰還するまでの避難生活は長期化している。 町民の帰還を含め居住人口増加の促進に資する事業やその環境整備は、現状においても喫緊の課題であり、町ではこれまでも帰還環境を整備し、町役場新庁舎での業務や、災害公営住宅への居住が開始されている。 「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」（令和 4 年 6 月改定）の中では、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただく、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進める方針としております。町への移住・定住を希望する人を呼び込むためには、「町民が安心して教育を受けられる環境」の整備や、町外者等の移住人口を獲得するための「子どもが集まってくるような外に開かれた教育」環境の整備が必要不可欠であります。					
事業概要					
幼小中の接続教育の場として位置づける。双葉中学校旧敷地を計画地として、幼小中一貫教育を実現するための義務教育学校（小中 9 年間）を新設し住民が安心して教育を受けられる環境を確保し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進等を図る。					
当面の事業概要					
【令和 7 年度】 ・発注者支援業務等 合計： 31,400 千円（単年度）					
地域の帰還環境整備との関係					
双葉駅周辺の復興拠点においては、役場庁舎、災害公営住宅が既に整備されており、今後、商業施設なども整備される予定である。駅 1km 圏内かつ高台にある双葉中学校旧敷地を計画地として教育施設の整備を行うことによって、若い世代を中心に帰還・移住・定住を判断する際の検討材料となる子育て環境の整備を進めたい。					
関連する事業の概要					
【義務教育学校整備事業（校舎の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備事業（屋外環境）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備事業効果促進事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備事業効果促進事業（屋外環境）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【認定こども園整備効果促進事業（双葉町）】 単年度（R8 年度）※基幹は本工事					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(1)-14-1
事業名	義務教育学校整備事業（校舎の新增築）（双葉町）
交付団体	双葉町
基幹事業との関連性	
義務教育学校整備事業（校舎の新增築）のための基本設計に関わる発注者支援業務であり、基幹事業である校舎の新增築の本体工事を円滑に進められることが期待される。さらに、工期の短縮を目指し、双葉町の帰還・移住を加速させる。	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	46	事業名	義務教育学校整備事業効果促進事業（屋内運動場の新増築）（双葉町）		事業番号	◆(1)-14-2-1
交付団体		福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(0) 13,838（千円）		全体事業費	(0) 13,838（千円）	
帰還環境整備に関する目標						
本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産が喪失し、避難指示が一部解除された現在も多数の町民が避難を余儀なくされ、双葉町（自宅）へ帰還するまでの避難生活は長期化している。 町民の帰還を含め居住人口増加の促進に資する事業やその環境整備は、現状においても喫緊の課題であり、町ではこれまでも帰還環境を整備し、町役場新庁舎での業務や、災害公営住宅への居住が開始されている。 「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」（令和 4 年 6 月改定）の中では、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただく、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進める方針としております。町への移住・定住を希望する人を呼び込むためには、「町民が安心して教育を受けられる環境」の整備や、町外者等の移住人口を獲得するための「子どもが集まってくるような外に開かれた教育」環境の整備が必要不可欠であります。						
事業概要						
幼小中の接続教育の場として位置づける。双葉中学校旧敷地を計画地として、幼小中一貫教育を実現するための義務教育学校（小中 9 年間）を新設し住民が安心して教育を受けられる環境を確保し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進等を図る。						
当面の事業概要						
【令和 7 年度】 ・発注者支援業務等 合計： 13,838 千円（単年度）						
地域の帰還環境整備との関係						
双葉駅周辺の復興拠点においては、役場庁舎、災害公営住宅が既に整備されており、今後、商業施設なども整備される予定である。駅 1km 圏内かつ高台にある双葉中学校旧敷地を計画地として教育施設の整備を行うことによって、若い世代を中心に帰還・移住・定住を判断する際の検討材料となる子育て環境の整備を進めたい。						
関連する事業の概要						
【義務教育学校整備事業（校舎の新増築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備事業（屋内運動場の新増築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備事業（屋外環境）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備効果促進事業（校舎の新増築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備事業効果促進事業（屋外環境）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【認定こども園整備効果促進事業（双葉町）】 単年度（R8 年度）※基幹は本工事						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(1)-14-2
事業名	義務教育学校整備事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）
交付団体	双葉町
基幹事業との関連性	
義務教育学校整備事業（校舎の新增築）のための基本設計に関わる発注者支援業務であり、基幹事業である校舎の新增築の本体工事を円滑に進められることが期待される。さらに、工期の短縮を目指し、双葉町の帰還・移住を加速させる。	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	47	事業名	義務教育学校整備事業効果促進事業（屋外環境）（双葉町）	事業番号	◆(1)-15-1-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(0) 15,341（千円）		全体事業費	(0) 15,341（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産が喪失し、避難指示が一部解除された現在も多数の町民が避難を余儀なくされ、双葉町（自宅）へ帰還するまでの避難生活は長期化している。 町民の帰還を含め居住人口増加の促進に資する事業やその環境整備は、現状においても喫緊の課題であり、町ではこれまでも帰還環境を整備し、町役場新庁舎での業務や、災害公営住宅への居住が開始されている。 「双葉町復興まちづくり計画（第三次）」（令和 4 年 6 月改定）の中では、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただく、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進める方針としております。町への移住・定住を希望する人を呼び込むためには、「町民が安心して教育を受けられる環境」の整備や、町外者等の移住人口を獲得するための「子どもが集まってくるような外に開かれた教育」環境の整備が必要不可欠であります。					
事業概要					
幼小中の接続教育の場として位置づける。双葉中学校旧敷地を計画地として、幼小中一貫教育を実現するための義務教育学校（小中 9 年間）を新設し住民が安心して教育を受けられる環境を確保し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進等を図る。					
当面の事業概要					
【令和 7 年度】 ・発注者支援業務等 合計： 15,341 千円（単年度）					
地域の帰還環境整備との関係					
双葉駅周辺の復興拠点においては、役場庁舎、災害公営住宅が既に整備されており、今後、商業施設なども整備される予定である。駅 1km 圏内かつ高台にある双葉中学校旧敷地を計画地として教育施設の整備を行うことによって、若い世代を中心に帰還・移住・定住を判断する際の検討材料となる子育て環境の整備を進めたい。					
関連する事業の概要					
【義務教育学校整備事業（校舎の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備事業（屋外環境）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備効果促進事業（校舎の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備事業効果促進事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【認定こども園整備効果促進事業（双葉町）】 単年度（R8 年度）※基幹は本工事					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(1)-15-1
事業名	義務教育学校整備事業（屋外環境）（双葉町）
交付団体	双葉町
基幹事業との関連性	
義務教育学校整備事業（校舎の新增築）のための基本設計に関わる発注者支援業務であり、基幹事業である校舎の新增築の本体工事を円滑に進められることが期待される。さらに、工期の短縮を目指し、双葉町の帰還・移住を加速させる。	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	46	事業名	認定こども園整備効果促進事業（双葉町）	事業番号	◆4-39-1-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(0) 30,920（千円）		全体事業費	(0) 30,920（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
本町においては、東日本大震災及び原発事故により多くの生命・財産が喪失し、避難指示が一部解除された現在も多数の町民が避難を余儀なくされ、双葉町(自宅)へ帰還するまでの避難生活は長期化している。 町民の帰還を含め居住人口増加の促進に資する事業やその環境整備は、現状においても喫緊の課題であり、町ではこれまでも帰還環境を整備し、町役場新庁舎での業務や、災害公営住宅への居住が開始されている。 「双葉町復興まちづくり計画(第三次)」(令和 4 年 6 月改定)の中では、一人でも多くの町民や地元事業者の方々に帰還していただく、新しい移住希望者や町外の民間事業者の参入が進むように、双葉町への帰還に向けた町内における生活環境の復旧・整備やコミュニティ形成、町内の住民と避難先にお住まいの方とのつながりの維持を全力で進める方針としております。町への移住・定住を希望する人呼び込むためには、「町民が安心して教育を受けられる環境」の整備や、町外者等の移住人口を獲得するための「子どもが集まってくるような外に開かれた教育」環境の整備が必要不可欠であります。					
事業概要					
幼小中の接続教育の場として位置づける。双葉中学校旧敷地を計画地として、幼小中一貫教育を実現するための義務教育学校(小中 9 年間)を新設し住民が安心して教育を受けられる環境を確保し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進等を図る。					
当面の事業概要					
【令和 7 年度】 ・実地測量・地質調査の実施、基本設計・外構、発注者支援等業務 合計： 30,920 千円（単年度）					
地域の帰還環境整備との関係					
双葉駅周辺の復興拠点においては、役場庁舎、災害公営住宅が既に整備されており、今後、商業施設なども整備される予定である。駅 1km 圏内かつ高台にある双葉中学校旧敷地を計画地として教育施設及び、新設の幼保連携型認定こども園、学童保育クラブの整備を行うことによって、地域の子育て支援拠点として子育て関連施設の複合化・多機能化を図る基盤整備を進め、若い世代を中心に帰還・移住・定住を判断する際の検討材料となる子育て環境の整備を進めたい。 なお、新設の幼保連携型認定こども園、学童保育クラブは、既存の町立幼稚園の人材やノウハウ等を活かす予定である。					
関連する事業の概要					
【義務教育学校整備事業（校舎の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備事業（屋内運動場の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備事業（屋外環境）（双葉町）】 単年度（R7 年度） 【義務教育学校整備効果促進事業（校舎の新增築）（双葉町）】 単年度（R7 年度）※基幹は本工事					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(1)-39-
事業名	認定こども園整備事業（双葉町）
交付団体	双葉町
基幹事業との関連性	
認定こども園整備のための「基本設計」、「測量・調査（地質）」、「発注者支援業務」であり、基幹事業である認定こども園の新增築の本体工事を円滑に進められることが期待される。さらに、工期の短縮を目指し、双葉町の帰還・移住を加速させる。また、設計時に展示用パース・模型の作成などの「標準外業務・調査等」を行うことで、設計を円滑に進められることが期待される。	

(様式 1－3)

双葉町 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 2 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	35	事業名	双葉町移住・定住支援業務体制整備等事業	事業番号	(7)-49-1
交付団体	双葉町		事業実施主体（直接/間接）	双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(197,729)千円 <254,867>千円		全体事業費	(197,729)千円 <254,867>千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
これまで双葉町は全域での避難指示が継続していたが、令和 2 年 3 月 4 日に中野地区復興産業拠点を中心とする避難指示解除準備区域及び J R 双葉駅周辺の避難指示が解除され、令和 4 年 8 月 3 0 日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。一方で、避難指示解除から二年が経過した今も、町内の居住人口は 180 人を超えたばかりの状況である。 令和 4 年 6 月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第三次）では、これまでの復興まちづくりの方針を踏襲しながら、避難指示解除後の具体的な取組や施策、事業を示し、避難指示解除後、町全体の人口を 3～4 年後には人口 1, 2 0 0 ～ 1, 5 0 0 人、令和 1 2 年には人口 2, 0 0 0 人以上と段階的な賑わいの展開を示している。 双葉町の居住人口を増やすためには、帰還者はもとより、町外からの移住者を積極的に増やしていく取り組みが必要不可欠であり、町では、移住・定住促進事業に関して、双葉町復興まちづくり計画（第三次）において、避難指示解除後の戦略の一つとして打ち出しているところ。 引き続き、これに基づいた各種施策の企画や立案等を行い、移住定住に係る取り組みを展開していく。					
事業概要					
移住を促進するためには、住まいの確保をはじめとする生活環境の整備や生業の創出等が重要であるが、それと並行して双葉町の認知を拡大させ関係人口の拡大を図るとともに、「双葉町に住みたい・働きたい」という人のニーズに的確に応えるべく、受け入れ側の体制やサービスを強化していくことが肝要である。 このため、双葉町の移住定住を促進するための体制の強化や HP 等による情報発信、相談センター・お試し住宅の運営、移住検討者等向けのツアーの開催など、双葉町への移住定住を促進するための各種施策を実施する。 <本事業の位置づけ> ○双葉町復興まちづくり計画（第三次）（令和 4 年 6 月） 2. 避難指示解除後の戦略 （2）政策目的ごとの戦略 ② 移住・定住プロジェクト（P31） 第 4 章 避難指示解除後 5 年以内に行う分野別基本施策 I. 生活環境 （1）住宅再生・支援（P35、54）					
当面の事業概要					
・人材を確保し、移住定住施策を推進する。 ・前年度に整備した移住相談センターやお試し住宅の施設を活用し、移住者希望者の要望に丁寧に寄り添う。 ・移住定住に向けた情報を拡充し、交流人口の確保を進める。					

①移住定住支援体制整備等業務 移住定住に係る企画立案や実施に係るノウハウ、マンパワー不足を補い、効果的に移住定住事業を推進するため、移住定住に関する施策や業務等に長けた人材の確保を行う。 ②情報発信業務 移住検討者向けに運用している移住定住専用 HP について必要な改修を図る。 ③施設運営管理（移住定住相談センター・お試し住宅）業務 令和6年度に運営を開始した「移住定住相談センター」及び「お試し住宅」に関し、引き続き運営管理を実施する。加えて、利用者数の更なる増加やエンゲージメント向上のため、パンフレットの作成等を実施する。 ④創業・起業支援業務 双葉町に関心を寄せる方を対象にしたスタディツアーを実施するとともに、自ら事業を興そうとする方を対象にした創業・起業支援のサポートを実施する。 ⑤空き家・空き地バンク管理運営業務 過年度よりサービスを開始している「空き家・空き地バンク」について、更なるマッチングの増加を目指し、引き続き適切な運用を行う。
--

地域の帰還・移住等環境整備との関係
双葉町復興まちづくり計画（第三次）で示している復興まちづくり戦略は、以下の方針で推進することとしている。 ・ 中野地区産業拠点での企業誘致や企業連携をはじめ、営農再開に向けた取組、ＪＲ双葉駅周辺、アクティビティエリアの整備など各戦略が連携しながら復興まちづくりを進めること ・ さらに、避難指示解除後５年以内に行う分野別基本施策（５分野）も並行して実施していくこととしており、特に移住・定住プロジェクトは、定住人口の増加、住む商う環境整備、交流促進や交流人口の増加などの実現を目指していること このため、本計画で謳う移住定住促進のための事業は、町の最上位計画である復興まちづくり計画（第三次）とも整合がとれたものである。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	